

患者様各位

選定療養費制度について

同じ病気で病院に通算 180 日を超えて入院されている患者さま（特定の状態、疾患は除く）は、入院されている病棟（入院基本料）により、一部負担金以外に入院医療費（入院基本点数）の一部を自費で負担していただくことが国の法律で定められております。

当院では、4 階一般病棟が対象となり、金額は、当院届出施設基準の一般病棟入院基本料地域一般入院料 1 により、1,940 円（1 日・税込）になります。

この 180 日の期間は、当院における入院期間だけでなく、他の病院（診療所）に入院されていた期間も含まれます。

転院された患者さまは、必ず転院元の病院の「退院証明書」をご提示ください。

また、過去 3 ヶ月以内にいずれかの病院（診療所）に入院されていた患者さまは、入院案内時にお渡しする「他の病院での入院履歴調査」にご記入のほど、お願いいたします。

ただし、病院（診療所）を退院された後、別の病気で入院された場合や、3 ヶ月以上（疾患により 1 カ月）どちらの病院にも入院されなかった場合、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に入所（入院）されていた場合には入院期間は通算されず、当院入院日より新たに入院期間を計算する事になります。

また、難病や重症等（国で定められた項目による）の患者さまについては、入院期間が 180 日を超えても選定療養費制度の対象とはなりません。

対象となる患者さまには、あらかじめ担当者よりご連絡・ご説明いたしますが、制度について詳しくお知りになりたい方は、1 階受付入院係までお問い合わせください。

つかさ会尾原病院

令和 7 年 1 月 1 日改